

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金(以下、単に「遺族厚生年金」という。)の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人(昭和〇年〇月〇日生)は、昭和〇年〇月〇日、A(以下「亡A」という。)と婚姻の届出をした同人の妻である。亡Aは、平成〇年〇月〇日に死亡した。
- 2 亡Aは、平成〇年〇月〇日を受給権発生日とする厚年法の老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)の受給権者であった。
- 3 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、亡Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 4 厚生労働大臣(厚生年金保険の保険給付を裁定する権利は、平成22年1月から厚生労働大臣が裁定)は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「遺族の範囲には該当するが、死亡した者により生計を維持していたものと認められないため。(被保険者であった者の死亡の当時において、近い将来収入が年額850万円又は所得が年額655.5万円未満となると認められないため)」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 5 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由は、本件判決書添付別紙のとおりである。

第3 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者が死亡したと

き、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族がその者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持した者であることを要し、かつ、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外でなければならぬとされている(厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10第並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(昭和61年4月30日庁保発第29号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長連名通知。以下「本件連名通知」という。))及び「国民年金法等における遺族基礎年金等の生計維持の認定に係る厚生大臣が定める金額について」(平成6年11月9日庁保発第36号社会保険庁運営部長通知))。

- 2 本件の場合、亡Aがその死亡の当時老齢厚生年金の受給権者であったこと並びに請求人が亡Aの妻であり、その死亡の当時亡Aと生計を一にしていた者であることは請求人と保険者との間において争いが無い。したがって、本件の争点は、請求人が亡A死亡の当時年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者であって、亡Aによりその生計を維持した者であると認められるか否かである。

第4 当審査会の判断

- 1 遺族厚生年金の受給権者に関する生計維持関係の認定に当たっては、本件連名通知により取り扱われているが、当審査会においてもこれに依拠して判断認定するのを相当と考えているところ、本件連名通知は、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定について、生計同一要件及び収入要件を満たす場合に受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であった者と生計維持関係があるものと認定する(ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合に

は、この限りではない。)とした上、収入要件については、「次のいずれかに該当する者は、厚生大臣の定める金額(年額850万円)以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当する者とする。」と定め、次の①から④までの要件を列挙している。すなわち、① 前年の収入(前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入)が年額850万円未満であること、② 前年の所得(前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得)が年額655.5万円未満であること、③ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、上記①又は②に該当すること、④ 上記①、②又は③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満(以下、これらの基準となる収入または所得額を「基準額」という。)となることが認められることを必要としている。そして、遺族厚生年金の受給要件の有無は、保険事故発生時点で判断されるべきものであることは当然である。本件連名通知は、上記①及び②の要件に該当する者に提出を求める書類として、「前年若しくは前々年の源泉徴収票若しくは課税証明書並びに当該事情を証する書類等」を掲げており、収入要件についても、客観的証明資料により判断すべきものとしていると解されるから、近い将来において基準額未満になることが、定年退職の場合における就業規則等のような客観的な証明資料により確認されることが必要というべきである。また、本件連名通知にいう「近い将来」について、保険者は、保険事故発生当時以降概ね5年以内とする取扱いをしているところである。

2 そこで、まず、亡A死亡の前年である平成〇年の請求人の収入又は所得について検討するに、一件記録によると、次の各事実が認められる。

(1) 請求人の平成〇年分所得は、給与支払金額〇〇〇〇万円(給与所得〇〇

〇万円)である。

(2) 平成〇年〇月〇日午前〇時から、当時亡Aが代表取締役を務めていたA社(以下「本件会社」という。)の取締役(監査役)会議が開催され、亡Aの報酬を月額〇〇万〇〇〇〇円(〇〇万〇〇〇〇円減額)とし、請求人の報酬を月額〇〇万円(〇〇万円増額)とする決議がなされ、平成〇年〇月〇日付で、亡Aの標準報酬月額は〇〇〇千円から〇〇〇千円に改定され、請求人の標準報酬月額は〇〇〇千円から〇〇〇千円に改定されている。なお、平成〇年〇月以降現在に至るまで、厚生年金保険における標準報酬月額の最高等級は〇〇級で、その額は〇〇〇千円であり、請求人の標準報酬月額は、平成〇年〇月から同〇年〇月まで〇〇〇千円である。

以上の認定事実によると、亡A死亡の前年である平成〇年における請求人の収入が850万円以上であったと認められるから、これが850万円未満であったとはいえず、また、上記認定の事実によると、請求人の給与所得額も655.5万円未満であったとはいえない。したがって、請求人に上記1の①、②及び③の要件があったということとはできない。

3 次に、亡A死亡の時点において、客観的な証明資料により、請求人が、近い将来(亡A死亡時点から概ね5年以内)に収入が基準額未満となることが、亡Aが死亡した時点において予見できたかどうかについて検討する。一件記録によれば、請求人の標準報酬月額は平成〇年〇月から〇〇〇千円に下がっていることが認められ、また、請求人は、平成〇年〇月〇日までに本件会社の株式を株式会社〇〇〇〇(以下「件外会社」という。)会社に譲渡することとなっており、亡A死亡時から5年以内に請求人の収入が基準額未満になる見込みであったと主張し、請求人、本件会社及び件外会社が署名捺印して作成された、件外会社が請求人から

本件会社の発行済み株式の全部を買い取る取引に関する「基本合意書」（平成〇年〇月〇日付）と題する書面を提出している。そして、本件会社の商業登記簿謄本によると、件外会社の代表取締役であるNは、平成〇年〇月〇日に本件会社の取締役を選任され、同日その代表取締役に就任し、請求人が同日代表取締役を辞任していることが認められる。しかしながら、上記認定の請求人に係る報酬月額の変額や本件会社に係る株式の譲渡並びに請求人の代表取締役辞任は、亡Aが死亡した後の請求人及び本件会社の自由な意思決定に基づく契約内容の変更並びに経済活動の結果生じた事由と認めるのが相当であって、亡Aが死亡した平成〇年〇月〇日において、必然的に生じるものとして予見できたものと認めるに足りる証拠はない（なお、一件記録によると、〇〇社会保険事務局事務センターの担当者が請求人に対し、「B様の所得が850万以下になる見込みが確認できなければ決定することができないため、今回返戻という形を取らせていただきました。今後5年以内に下がった場合は、一度社会保険事務所へご相談下さい。」との連絡をしていることが認められるところ、この連絡内容は、請求人に対し、「亡Aの死亡後5年以内に現に年額850万以上の収入を得られなくなった場合は上記の基準を満たす」との誤解を与えかねない不適切なものであったというべきである。）。

- 4 以上の認定及び判断の結果によると、請求人の本件再審査請求は、理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり裁決する。